

総社市職員の平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行細則等を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

#### 総社市規則第7号

総社市職員の平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行細則等を廃止する規則次に掲げる細則は、廃止する。

- (1) 総社市職員の平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行細則（平成22年総社市規則第14号）
- (2) 総社市平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行細則（平成22年総社市規則第16号）
- (3) 総社市職員の平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行細則（平成23年総社市規則第25号）
- (4) 総社市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行細則（平成23年総社市規則第26号）

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。